

工事請負契約等における前払金等の支払限度額の見直しについて

建設工事等の受注者における資金繰りの円滑化・安定化を図り、公共工事の適正な施工及び履行の確保等を目的として、町田市契約事務規則第36条及び37条の2の規定による契約金額の前払金、中間前払金の支払限度額を見直します。

1 見直しの内容

(1) 前払金（契約事務規則第36条）

	変更後	変更前
建設工事	契約金額の4／10以内とし、 <u>支払限度額はなし</u>	契約金額の4／10以内とし、 <u>支払限度額は2億円</u>
建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託契約	契約金額の3／10以内とし、 <u>支払限度額はなし</u>	契約金額の3／10以内とし、 <u>支払限度額は2億円</u>

(2) 中間前払金（契約事務規則第37条の2）

	変更後	変更前
建設工事	契約金額の2／10以内とし、 <u>支払限度額はなし</u>	契約金額の2／10以内とし、 <u>支払限度額は1億円</u>

2 他自治体の状況

東京都を含む都内自治体は、2024年8月末日現在、4自治体（港区、荒川区、江戸川区、青梅市）が支払限度額を既に撤廃もしくは撤廃を公表。複数の自治体が支払限度撤廃に向け検討中。

3 適用時期

2025年4月1日以降に公告する案件から適用します。